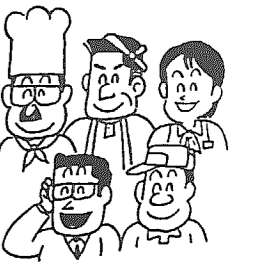


応援します、ゆとりある人生

事業主のための退職金制度です 小規模企業共済



「小規模企業共済制度」は、いわば国がつくった事業主のための退職金制度です。事業主のみならず、月々掛金を納付していただくことによって、事業をやめたり、役員を退職したときなど第一線を退いたときに、法律で定められた共済金が支払われます。これが「小規模企業共済制度」の仕組みです。

ぜひみなさんも、ゆとりある人生を送るためいかがですか。

▼この制度には、こんな特色があります。

①安全・確実：共済金の額は、法律によって定められておりますので安全・確実です。②掛金は金額所得控除：掛金は、税法上金額が小規模企業共済等掛金控除として課税対象所得から控除されます。③共済金の支払いは一時又は分割払い：共済金の支払いは一時払い又は分割払いが選択できます。④共済金は退職所得取扱い又は公的年金等の雑所得扱い：共済金は、税法上一時払共済金については退職所得扱い、分割共済金については公的年金等の雑所得扱いとなります。⑤貸付制度：加入者は、掛金の範囲内で事業資金の貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け）が受けられます。

※なお、この制度についての詳しくは、村商工会（☎82-13209）までどうぞ。

台風により家屋に被害(倒壊)などがあつた方は届出を。

九月に本県を襲った台風19号により、家屋(居宅、店舗、車庫、作業場など)が、全部または、大部分が崩壊したものについては、申請(届出)することにより、この分の固定資産税が免除される場合があります。それに、一部破損したために取り壊した家屋についても、届出により翌年から固

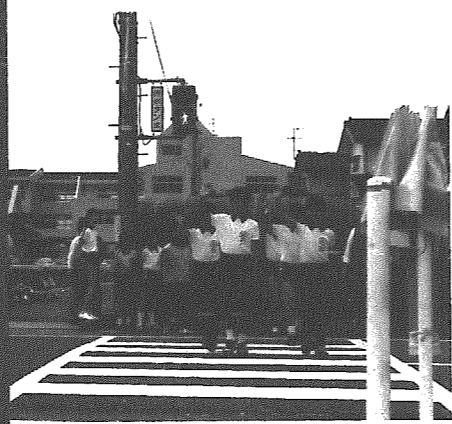
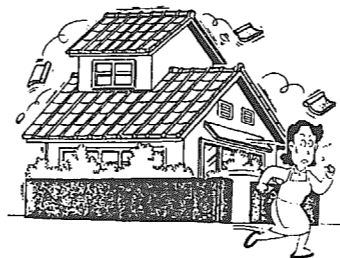
定資産税が減額されます。また、災害等により生活用資産などに損害を受けた場合も、雑損控除として所得税や住民税から控除される場合もありますので、該当される方は届け出ください。

なお、届出についての詳しくは、役場税務課(☎82-4111内線136、137)までどうぞ。

年末調整説明会開催のお知らせ

平成3年分源泉所得税の年末調整説明会が、巻税務署の主催で下記のとおり開催されます。年末調整に当たって特にご注意いただく点、今年の改正点などの説明がありますので、ぜひご出席ください。なお個人青色申告者については、後日説明会が予定されています。

●とき…11月14日 PM1:30～
●会場…吉田町産業会館



信号機の説明をうける和納小児童たち

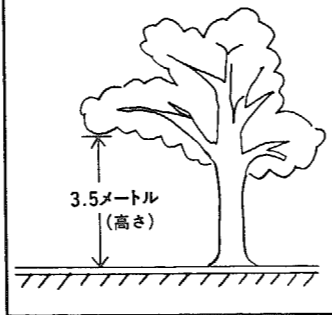
和納小前県道に信号機(押ボタン)を設置。通行には「ご注意ください」。

先月四日、和納小学校前の県道(白根・間瀬線)に押ボタン式信号機が設置されました。同県道は、朝夕の交通量が多く危険であり、児童の安全確保を図るため今回設置されたもので、皆さんも通行時にはご注意ください。

路上樹木の伐採にご協力ください

最近、各家庭の庭木などが路上にはみ出しているものが多くみられます。このような場所は、大変視界が悪く交通事故の原因ともなります。又、これから冬場に入り、除雪作業にも支障をきたします。

そこでお願いですが、各家庭で路上(3.5m以下)にはみ出している樹木などがありましたら、伐採又は枝払いをしてくださるようご協力をお願いいたします。



ご利用ください 年賀状絵柄無償印刷

村観光協会では、ことしも観光宣伝活動の一環として、年賀状の無償印刷をいたします。ことしの絵柄は、観光地「岩室温泉」を宣伝アピールするにふさわしい場所「温泉源泉(金雁の湯)」を取り入れた



お問い合わせ
役場観光商工課
(☎82-4111)

デザインです。なお、詳しくは近日常にお届けする回覧板をご覧のうえ、お申し込みください。

■無償印刷枚数：先着2万枚
■申込期限：11月15日(金)までに(厳守) ■印刷現品引渡し：12月5日(日)まで

※なお、住所・氏名を印刷の場合、1,500円です。

保険料、納め忘れは一生の損!

国民年金からお知らせ

毎月の保険料(九〇〇〇円)に、納付期限のあることをご存知ですか。みなさんは、この期間までに納められなかった場合どうしますか。「納付期限が過ぎてしまったから」と思ってあきらめてはいけません。その納め忘れも、積み重なると大変なことになります。老齢基礎年金はもちろん、万が一のと

きの障害、遺族基礎年金が受けられない場合があります。では、納付期限が過ぎてしまった保険料はどうすれば良いのでしょうか。でもご安心ください。納付期限が過ぎてても、その年度の保険料は、翌年の四月末日までの間であればまだ納めることができます。

また、五月以降になると、村発行の納付書(納付案内書)では納められませんが、社会保険事務所が発行する納付書(領収済通知書)であれば納められます。ただし、この場合、二年を過ぎると時効により納められなくなり、その分、老齢基礎年金が減額されます。あなたの大切な年金です。保険料は忘れずに納めましょう。

▼前払いもできる前納制度
単作農家の人のように、年一回しか現金収入がないといった方が、保険料を毎月納付することが面倒だという方のために、将来の一定期間の保険料をあらかじめ前納することができ、この場合の保険料は、ある程度割引いた額となります。

また、保険料を前納した方が途中で会社で就職するなど第一号被保険者でなくなったときは、その月以降の保険料は返金いたします。



お忘れなく!

就学前児童健康診断

ことしも、来春に新入学が予定されている就学前児童の健康診断が下記の日程で行われます。対象者は、昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた児童です。対象者には、保護者宛に通知いたしますが、もし、健診日近くになっても通知が来ないなど不明の点がありましたら、村教育委員会(役場内☎82-4111内線140)までお問い合わせください。

会場	健康診断及び受付時間
和納小学校	11月14日(木) 午後1時～
間瀬小学校	11月21日(木) 午後1時～
岩室小学校	11月28日(木) 午後1時～

長年にわたり交通安全の推進に努める

功績を讃え「緑十字銅章」
このたび、長年にわたる交通安全の推進功労者として和納12区の小林昭治さんへ、全日本交通安全協会から「緑十字銅章」が贈られました。

この緑十字銅章は、長年にわたる交通安全の推進に功労のあった人を表彰するもので、小林さんは昭和55年から交通安全協会和納支部の役員として、交通事故防止のため協会活動につくしてきたことが認められ、今回表彰されました。



11月1日～30日は Sマーク普及促進月間

このマークのついたお店(理容・美容・クリーニング)では、3つのS(標準…確かな技術、安全…まかせて安心、衛生…美しく清潔)をお約束します。(財新湯環境衛生営業指導センター)

参加者募集

男女混合 バレーボール大会

●とき：11月17日(日)午前9時
●ところ：村民体育館
●対象：原則として村民及び村内在勤者(男女9名以上) チーム編成は、女子5人以上です。

●試合方法：トーナメント戦 3セットマッチ優勝戦です
●参加申込み：11月5日(火)までに公民館(☎82-4444)へ

村民テニス大会

●とき：12月1日(日)午前9時
●ところ：村民体育館
●対象：村民及び村内在勤者
●試合方法：男女シングル戦
●参加申込み：テニスクラブ員、又は公民館までどうぞ

クリスマス大集会

今年で5回目を迎えたクリスマス大集会、ぜひ皆さんで。
●とき：12月8日(日)午後1時
●ところ：村民体育館
※なお詳しくは、後日子ども会を通してご連絡いたします。